

学校いじめ防止基本方針

四国中央市立三島小学校

はじめに

いじめは全ての児童に起こりうる、全ての児童が被害者にも加害者にもなり得るという認識を持ち、児童の命の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に全教職員の力を結集して取り組むと共に保護者、地域住民、関係機関が連携して取り組まなければならない。

その基本として、児童が安心・安全な学校生活を送り、主体的に参加できる授業づくり、集団づくりを行うことが求められる。そして、児童一人一人が集団の一員としての自覚や自信が育まれ、互いを認め合う学校づくりを目指す。

そこで、いじめ防止対策推進法13条に基づき、本校における学校いじめ防止基本方針を以下のように策定し、いじめの防止等を推進する体制づくりを確立するとともに、いじめが発生した場合の迅速かつ適切な対処に努める。

1 いじめ防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

(1) いじめ防止等の対策に関する学校の基本理念

【基本理念】

- ・児童が安心して学校生活が送れるよう、児童の日頃の様子や心の動きを観察し、いじめの未然防止に努める。
- ・いじめ問題に関する児童の理解を深める。
- ・いじめの早期発見、正確な事実確認、早期解決を図る。
- ・いじめを受けた児童のケアに最善を尽くす。

(2) いじめの禁止（いじめ防止対策推進法第4条）

児童等は、いじめを行ってはならない。

(3) いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(4) いじめの様態

- ア 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずし、集団による無視
- ウ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- エ 金品をたかられる。
- オ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- カ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- キ パソコンや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通知を行い、警察と連携した対応を取ることが必要である。

(5) いじめ問題の理解

ア いじめを捉える視点

- ・ 一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為である。
- ・ 当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じている。
- ・ いじめは力の優位－劣位の関係に基づく力の乱用であり、攻撃が一過性でなく反復継続して行われることにより、いじめられる児童は加害者を訴え出る意欲を奪われ、無力感に陥ってしまいかねない。

イ いじめの構造

- ・ いじめは意識的かつ集合的に行われることにより、いじめられる児童は他者との関係を断ち切れ、絶望的な心理に追い込まれる。
- ・ いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つ。

ウ いじめる心理

- ・ 不安や葛藤、劣等感、欲求不満などいじめる側の心理を読み取る。

【いじめの衝動を発生させる原因】

- ① 心理的ストレス（過度のストレスを集団内の弱い者への攻撃によって解消しようとする）
- ② 集団内の異質な者への嫌悪感情（凝集性が過度に高まった学級集団などにおいて、基準から外れた者に対して嫌悪感や排除意識が向けられる）
- ③ 妬みや嫉妬感情
- ④ 遊び感覚やふざけ意識
- ⑤ いじめの被害者となることへの回避感情
- ⑥ テレビ番組やネット動画等の安易な模倣 等

2 いじめ未然防止等のための対策

(1) 学級経営の充実

- ア 朝の時間や昼休みなどを利用し、児童とのふれあいを通して、表情や会話などから児童の心の状態を把握する。
- イ 児童一人一人が活躍できる場や児童生徒の良さを認め、励まし、広げる場を積極的に設定する。
- ウ 保護者の学校に対する要望に耳を傾け、保護者が抱えている不安や悩みを受け止めて、共に解決するための支援を行い、保護者との日頃の信頼関係づくりに努める。

(2) 人権・同和教育の充実

- ア 相手の気持ちを大切にできる態度を育てるため、友達の良さを互いに見付け合う活動「なかまコーナー」や、クラスみんなで遊ぶ「なかまの日」の充実を図る。
- イ 「三島っ子のやくそく」を毎朝唱和することで、目標に向け実践できる児童の育成を図る。
- ウ 「あふれさせたい言葉」を年度初めに各学級で話し合い、折に触れ、言葉の意味を考えたり、受け取る側の気持ちを考えたものになっているか振り返ったりする。

(3) 道徳教育の充実

- ア 学級における心を高める「特別な教科 道徳」の指導計画をもとに計画的に実践し、学期毎に省察をして次学期につなげる。
- イ 他の教育活動との連携を図りながら、体験を通して命の尊さに気付かせ大切にしようする心情を育てる。
- ウ 授業終末のワークシート等の有効な活用に努め、児童の日々の生活を振り返り自己を見積み直す時間を設ける。
- エ 道徳にこにこ週間を設定し、学習したことを親子で話し合い、学校と家庭の共通理解を進める。

- (4) 体験活動の充実
- ア 学年・学級に関係なく全校みんなと仲良くなるために、学年・学級の枠を超えて交流給食を定期的に実施する。
 - イ 総合的な学習の時間等の中で体験活動を計画的に位置付け、児童が自ら気付く、考える機会を設ける。
 - ウ 学級のつながりを深めるために、週1回「なかま遊びの日」としてクラス全員で遊ぶ時間を設ける。
- (5) 児童生徒の主体的な活動
- ア いじめ防止に資する児童が自主的に行う活動への支援を行う。
 - ・ 代表委員会の活動
 - ・ 運営委員会の活動
 - イ 異学年交流を取り入れ、協力したり協調したりすることを学習して、人とより良く関わる力を身に付ける。(全校鬼ごっこや全校ゲーム大会)
 - ウ 「市いじめSTOP愛顔の子ども会議」や「えひめいじめSTOP! ディ plus」に参加し、校内でのいじめ防止に関する啓発活動を行う。
- (6) 分かる授業づくり(授業改善・指導方法の工夫改善)
- ア 失敗を決して笑わず、誰のどの意見も大切に認め合う支持的風土の学級経営を基盤として、授業を行う。
 - イ ねらいを明確にし、課題解決への道筋を明確にして授業を組み立てるとともに、電子黒板等のICTを有効に活用しながら、分かったことが実感できる授業づくりに努める。
(授業のユニバーサルデザイン化)
 - ウ ペア学習・グループ学習を取り入れ、思いや考えを伝え合い、深め合う場を確保する。
(ここにこタイム)
 - エ 漢字・計算等の基礎・基本の定着を目指し、反復練習を欠かさず行う。
 - オ 教材研究や教材・教具作りに労を惜しまない。
- (7) 特別活動の充実(コミュニケーション能力の育成)
- ア 朝の会等で、身の回りや社会にかかわる題材を見付け、スピーチをすることを通して、友達のことを理解する機会を設定する。
 - イ 三島っ子集会で、学年ごとに学習したことを全校に伝えようと工夫したり、感想を全校の前で発表したりすることで、自分の思いを伝える経験を積み重ねる。
- (8) 相談体制の整備と教育相談の充実(スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーハートなんでも相談員等の活用)
- ア 週1回、生徒指導に関する情報交換を行い、共通理解を図る。
 - イ 養護教諭やハートなんでも相談員と連携し情報を共有する。
 - ウ いじめ調査のアンケートを行い、一人一人と個人面談をすることで実態を把握し、各学級担任が問題意識を持って、児童の相談・指導に当たる。
- (9) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策
- ア 教職員がSNS問題に関する正しい知識を持ち、利用の実態に目を向ける。
 - (ア) 携帯電話やインターネットが有しているメディア特性等に関して、保護者・教職員がしっかりと学び、理解を深める。
 - (イ) 児童の携帯電話やインターネットの利用の実態を的確に把握する。
 - イ 「情報モラル」についてしっかりと教え、児童にネットのリスク回避能力を身に付けさせるとともに、ルールを確実に守らせる。
 - (ア) 児童に対して「情報モラル」に関する教育を家庭・学校ともにしっかりと行う。
 - (イ) ネットワーク上のルールやマナー、危険回避、個人情報・プライバシー、人権侵害、著作権への対応などに関する教育を進める。
 - ウ 日頃からチェックをしっかりと行うとともに、発見した場合には迅速かつ適切な対応を行う。
 - (ア) 定期的にネット上の掲示板を閲覧するなどして、未然防止や問題兆候の把握に努める。

- (イ) 『ネット上のいじめ』を発見した場合には、被害児童のケアとともに、サイト管理者やプロバイダ等への書き込みの削除要請などの面で、迅速かつ適切な対応を図る。
- エ いじめられた児童を守り通す。
 - (ア) 家庭とも連携して、いじめを受けた児童へのきめ細かなケアを学校全体として行い、最後までしっかりと守り通す。
 - (イ) 誹謗・中傷の書き込みを行った児童等への指導も適切に行う。
- オ インターネット等に関する指導、保護者啓発を行う。
 - (ア) 警察の方や携帯電話会社等に講演を依頼し、親子での情報モラル教室を開催する。
 - (イ) 学校だより、生徒指導だよりなどにより、本校の実態、家庭で話し合ってほしいことを知らせる。
- (10) 発達障がい等への共通理解
 - ア 特別支援学級の授業を公開し、一人一人の実態について全校で共通理解を図る。また、学期に1回、低・中・高学年に分かれて部会をもち、支援を要する児童の支援方法について話し合う。さらに、ワンポイント研修でも、発達障がいについて学んだことを伝え合い、全教職員の情報交換を行う。
 - イ 人権・同和教育参観日の学年懇談会等で特別支援教育について保護者への啓発を行う。
 - ウ 児童間では、障がいの有無に関わらず、互いの良いところを共に支え合える交流の場を設定する。
 - エ 特別支援学級の児童が在籍する学年では、年度始めに特別支援学級担任から学年集会で児童同士の理解につながる話をする。
 - オ 新居浜特別支援学校みしま分校の児童・生徒との交流学习の充実を図る。
- (11) 校内研修の充実
 - ア 「全校児童一人一人に全教職員で関わり、指導していく」という意識を持ち、学校全体で児童と関わっていく校内指導体制を構築する。
 - イ 全教職員で事例研修を行い、対応の手順や方針について共通理解を図り、組織的対応につなげる。
 - ウ 職員会議や校内研修等で、全教職員がいじめ及びいじめ重大事態の捉え方や対応について、学校のいじめ防止基本方針や法令等について理解を図れるようにする。
 - エ いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂）を基に、いじめ重大事態発生時の対応や調査について全教職員に周知徹底する。
- (12) 学校相互間の連携協力体制の整備
 - ア 相談員なども含め、組織で各担任の学級経営をサポートする仕組みを構築する。
 - イ 日頃から、児童や学級の様子を話題にし、学年会や校内研修等で、学級の状態についての情報交換を行う。
 - ウ 小学校の低学年段階と幼稚園・保育所、高学年段階と中学校とが連携し、合同行事や職員の交流、児童の情報交換や引継ぎを行い、校種を超えて継続した支援を行う。
 - エ 入学時のオリエンテーションや学級懇談会で、児童や保護者に自校の教育目標や生徒指導の方針を説明する。
 - オ 就学時検診の保護者説明会では、人権・同和教育や特別支援教育についても主任から分かりやすく話し、啓発を行う。

3 いじめの未然防止等のための組織の設置

- (1) 名称「いじめの防止等の対策のための校内委員会（生徒指導委員会）」
- (2) 構成員 校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、人権・同和教育主任、養護教諭、ハートなんでも相談員
- (3) 活動内容
 - ア 早期発見のための研修
 - (ア) 児童の声に耳を傾ける。
 - 休み時間や昼休み、放課後の雑談の機会に、気になる様子に目を配る。また、言動や服装等に普段と異なる様子が見られる場合には、教職員から声を掛けて様子を

伺う。また、日記や連絡帳等から児童の様子に目を配る。

(イ) 児童の行動を注視する。

○ 多くの教職員が様々な教育活動を通して児童に関わることにより、発見の機会を多くする。

○ 教室から職員室へ戻る経路を時々変えたり、トイレや特別教室付近などを確認したり、気になる場面の発見につなげる。

○ 教職員がいない場所ほどいじめが起こりやすいという認識のもとに、休み時間、昼休み、放課後の校内巡回を積極的に行う。

イ アンケート等調査の工夫

(ア) いじめも含めた「こころのアンケート」等の調査を学校全体で計画的に取り組み、担任が児童一人一人と個々に向き合える時間を持つ。

(イ) アンケートの集計や分析には、担任を中心に複数の教職員で当たり、記述内容の分析などにおいては、管理職の助言を得る。

(ウ) 児童の人間関係に変化が現れる時期（新年度や長期休業明け等）や、学年末でクラス替えに伴う人間関係上の不安を感じる時期に実施する。

ウ 相談活動の充実

(ア) 定期的な教育相談を実施するとともに、児童が希望をする時には面談ができる体制を整える。

(イ) 面談方法や面接結果について、スクールカウンセラー等の専門的な立場から助言を得る。

エ 保護者との連携・情報の共有（相談窓口の周知徹底）

オ 地域及び関係機関との連携

児童生徒をまもり育てる協議会などの学校と児童生徒の教育に関わる地域団体が情報交換、協議できる場を設けるなど地域ネットワークづくりを行い、さらに、いじめ問題への対応等の学校教育活動について情報提供し、地域における「子どもの見守り活動」などの教育支援を求めることが必要である。民生委員や児童クラブ、子ども会、スポーツ少年団等の地域の各種団体から、気になる言動があればすぐに学校へ連絡が入るような体制づくりを進める。

カ いじめ防止等のための取組に係る達成目標の設定

【重点目標】

① いじめを発見したり、情報が寄せられたりしたら、即日対応し解決に導く。

② 事実確認後、情報は必ず全職員で共通理解を図る。

キ 学校評価における目標の達成状況の評価とそれに基づく取組の改善

(ア) 学校評価における自己評価でいじめに関する項目を学期ごと評価する。

【自己評価における項目】

いじめ、不登校問題、その他の問題行動に対し早期発見・早期対応を、迅速かつ組織的に行っている。（報告・連絡・相談の徹底）

(イ) 自己評価の結果を基に改善策を生徒指導委員会で協議し、実施する。

(4) 年間取組計画の策定

	職員会等	未然防止の取組	早期発見の取組
1 学期	- いじめ防止委員会 (方針・計画) - いじめ対策チーム編成 - 職員研修会 (いじめ防止の対応を確認) - 学校評価をもとに研修	P T A総会 (方針説明) - 学級、学年集団づくり - 人間関係づくり - 家庭訪問 - 参観日・学級懇談	- アンケート、日記 - 児童の観察 - 教職員の情報交換 (週1回) - 話しやすい雰囲気醸成による日々の情報交換
2 学期	- いじめ防止委員会 (2、3学期の計画) - 職員研修会 (事例研修)	- 学級、学年集団づくり - 人間関係づくり - 参観日	- アンケート、日記 - 児童の観察 - 教職員の情報交換 (週1回) - 話しやすい雰囲気醸成による日々の情報交換
3 学期	- 学校評価をもとに研修 - いじめ防止委員会 (本年度の反省、見直し)	- 学級、学年集団づくり - 人間関係づくり - 参観日・学級懇談	- アンケート、日記 - 児童の観察 - 教職員の情報交換 (週1回) - 話しやすい雰囲気醸成による日々の情報交換

(5) アンケートの実施・考察

アンケートをもとに、学級担任が教育相談を行い、児童の心の悩みを受け止める。必要に応じて、学年、職員全体で情報を共有したり、保護者へ連絡や相談をしたりする。

心のアンケート	
(○をつけましょう) 名前 ()	
☆ みんなが、笑顔で生活できるようにするためのアンケートです。 すなおな気持ちで答えてください。 (○をつけましょう)	
1 学校に来るのが楽しいですか。 ア 楽しい イ ふつう ウ 楽しくない ☆楽しいわけ、楽しくないわけを書いてください。	4 あなたは、今の学年になって、友だちをいじめたことがありますか。 ア ある イ ない ☆ 「ある」とこたえた人につもんです。 どのようなことか、書ける人は書いてください。
2 今、困ったり、なやんだりしていることがありますか？ ア ある イ ない ☆ 「ある」と答えた人につもんです。どんなことですか？ ア 家のこと イ 友だちのこと ウ 勉強のこと エ その他 (どんなことか、教えて下さい) 	5 あなたは、今の学年になって、だれかがいじめられているところを、みたことはありませんか。 ア ある イ ない ☆ 「ある」とこたえた人につもんです ① だれがいじめられていましたか？ ア 同じ学年のともだち イ 上の学年の人 ウ 下の学年の人 どのようなことか、教えて下さい。
3 あなたは、今の学年になって、いじめられたことがありますか？ ア ある イ ない ☆ 「ある」と答えた人につもんです ① だれにどんなことをされましたか？ ア 同じ学年のともだち イ 上の学年の人 ウ 下の学年の人 どのようなことか、書ける人は書いてください。 	6 あなたは、今の学年になって、大人の人から、ほう力やこわい言葉でおどされたことなどはありますか？ ア ある イ ない ① 「ある」と答えた人はどういうことをされましたか？ ア なぐられたり、けられたりした イ こわい言葉で おどされた ウ その他 () ② だれかに相談しましたか？ ア 家族 イ 先生 ウ 友だち エ その他 () オ していない ③ いじめられたことは、解決しましたか。(いじめはなくなったか) ア 解決した イ つづいている
② だれかに相談しましたか？ ア 家族 イ 先生 ウ 友だち エ その他 () オ していない ③ いじめられたことは、解決しましたか。(いじめはなくなったか) ア 解決した イ つづいている	☆ 正直に、答えてくれて、ありがとう！ 困ったときや、つらいときは、みんなが力になるよ！！ 近くにいるだれかに話してください。

4 いじめが発生した場合の組織の設置

(1) 名称 いじめ問題調査委員会

(2) 構成員 校長、教頭、教務主任、研修主任、生徒指導主事、学年主任、特別支援教育コーディネーター、人権・同和教育主任、養護教諭、ハートなんでも相談員（必要に応じて外部機関と連携し構成する。))

(3) 活動内容

ア 事実確認・情報共有

○ 生徒指導対応記録、第一次判断記録を基に構成員で情報共有を行う。

○ 終礼等の時間に全教職員で共通理解を図る。

記録用紙①-1 生徒指導対応記録		提出日 年 月 日 【作成者: 〃】													
＜ 聴き取り用紙 ＞		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">校長</td> <td style="width: 15%;">教頭</td> <td style="width: 15%;">教務主任</td> <td style="width: 15%;">生徒指導主事</td> <td style="width: 15%;">学年主任</td> <td style="width: 15%;">担任</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		校長	教頭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	担任						
校長	教頭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	担任										
対象児童	年 組 番 氏名														
相談者															
対応者															
対応方法	面談・家庭訪問・電話・その他()														
日時	年 月 日 () AM / PM : ~ :														
場所															
【チェックリスト】 (1) より具体的な事実 (5W1H) を聴く (十分な時間確保とオープン質問) ☐ いつ ☐ どこで ☐ 誰が ☐ 誰に ☐ どのように ☐ 何をした (何をされた) ☐ どのくらい (期間、程度) ☐ なぜしたか (なぜされたと思うか) ☐ 他に状況を把握できる生徒の有無 (2) 被害行為について、どう感じたか (思っているか) を聴き取る ☐ 相談者がどう感じたか (思っているか) (3) 被害行為について、きっかけや関係する出来事を聴き取る ☐ 被害行為のきっかけや関係する出来事 ☐ その他 (友人関係等) (4) 「必ず徹底して守り抜く」ことを伝え、安心できる環境をつくる ☐ 「必ず徹底して守り抜く」ことの伝達 (5) 加害が疑われる児童生徒 (B) から聴き取り等、対応を行うことの確認をする ☐ 加害が疑われる児童生徒からの聴き取りや対応の確認 (6) A保護者に連絡することの了承を得る ☐ A保護者への連絡の了承 (7) AがBへの対応やA保護者への連絡することを拒む場合、その理由を聴き取る ☐ A保護者への連絡を拒む理由 ☐ 加害児童生徒への対応を拒む理由 ☐ 学校の対応への要望 ※確認した内容にチェックを入れる。															

記録用紙①-2 第1次判断記録		提出日 年 月 日 【作成者: 〃】													
関係する人間関係に留意して「いじめの疑い」があるか否かを管理職が第1次判断を行う。		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">x 校長</td> <td style="width: 15%;">教頭</td> <td style="width: 15%;">教務主任</td> <td style="width: 15%;">生徒指導主事</td> <td style="width: 15%;">学年主任</td> <td style="width: 15%;">担任</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>		x 校長	教頭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	担任						
x 校長	教頭	教務主任	生徒指導主事	学年主任	担任										
【概要】															
被害児童:A	年 組 氏名														
加害児童:B	年 組 氏名														
加害児童:C	年 組 氏名														
関係児童	年 組 氏名														
いじめの態様	該当するものを○ 1 冷やかしのからかい、悪口や脅しなど、嫌なことを言われる 2 仲間はずれ、孤立による無視をされる 3 物を壊されたり、悪ふりをして叩かれたり、蹴られたりする 4 ひくぶつがけられたり、叩かれたり、蹴られたりする 5 金品をたかられる 6 金品を隠されたり、盗まれたり、捨てられたりする 7 嫌なことを強制されたり、強要をされる 8 ハンカチや携帯電話等で、しつこく・中傷や嫌なことをされる 9 その他														
いじめの期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()														
概 要	＜ いづ、誰が、誰に対して、どのようなことを(どの程度)、行ったか ＞														
※詳細は別紙参照															
※家庭環境等参照															
第1次判断者	日	いじめによる欠席日	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()												
【第1次判断】 (いじめの疑いありと判断した日=認知年月日) 年 月 日 校長 印															
いじめの疑い	あり / なし														
判断の理由															
重大事態の疑い	あり (1号 2号 申立て) / なし														
※いじめの疑いがあれば、いじめ対策組織会議を招集し、組織として対応方針を検討															
【対応・指示内容】 (校長の指導事項: 対応の留意事項、対策会議までにすべきこと等)															

イ 被害児童・保護者に対する説明、支援

○ いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するとともに、いじめられた児童に対し、徹底して守り通すことを伝え、不安を除去する。

○ いじめられた児童にとって信頼できる人 (親しい友人や教職員、家族、地域の人等) と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制を作る。

○ いじめられている児童に「あなたが悪いのではない」ことをはっきりと伝えるなど、自尊感情を高めるよう留意する。

○ 家庭訪問 (学級担任を中心に複数人数で対応) 等により、迅速に事実関係を伝えるとともに、今後の学校との連携方法について話し合う。

○ いじめられた児童を徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り保護者の不安を、除去する。

○ 継続して家庭と連携を取りながら、解決に向かって取り組むことを伝える。

○ 家庭で子どもの変化に注意し、どんな些細なことでも相談するように伝える。

ウ 加害児童への指導及び保護者への支援

○ いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷付け、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。

○ 必要に応じて、いじめた児童を別室において指導したり、出席停止制度を活用したりして、いじめられた児童が落ち着いて教育を受ける環境の確保を図る。

- いじめた児童に指導を行っても十分な効果を上げることが困難である場合は、警察署等とも連携して対応する。
- いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向ける。
- 不満やストレス（交友関係や学習、進路、家庭の悩み等）があっても、いじめに向かうのではなく、運動や他の活動などで的確に発散できる力を育む
- 正確な事実関係を説明し、いじめられた児童や保護者のつらく悲しい気持ちを伝え、より良い解決を図ろうする思いを伝える。
- 「いじめは絶対に許されない行為である」という毅然とした姿勢を示し、事の重大さを認識させ、家庭での指導を依頼する。
- 児童の変容を図るために、今後の関わり方などを一緒に考え、具体的な助言をする。
- エ 教育委員会への報告・連絡・相談

学校だけで解決困難な事案が生じた場合などにおいては、教育委員会に迅速に報告し、ともに対応方針を検討するなど、教育委員会と連携した対応を図る。
- オ 安全措置（緊急避難等が必要な場合）
 - (ア) いじめが犯罪行為であると取り扱われるべきものであると認めるとき
 - 四国中央警察署と連携して対処
 - (イ) 児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき
 - 四国中央警察署に通報して対処
- カ 懲戒

いじめを行った児童生徒に対して、教育上必要と認めるときは、適切に懲戒を加える。その際には、感情的にならず、教育的配慮の下、児童生徒が自らの悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう成長を促す目的で行う。
- キ 出席停止

被害児童生徒の生命及び心身の安全、教育を受ける権利を保障するため、必要に応じて出席停止の措置を講ずる。早期に教育委員会と連携し、指導記録を基に校長が意見具申を行い、適正・適切な手続きができるようにする。
- ク 犯罪行為として取り扱われるべきと認められるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応を行う。
- コ 生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがあるとき

教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談、通報の上、警察と連携した対応を行う。

5 重大事態への対処

重大事態とは

- いじめにより児童生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。

（児童生徒が自殺を企図した場合）
- いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めたとき。

（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは迅速に着手する。）
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。

(1) 調査組織「いじめ問題調査委員会」を開く。

(2) 対応

ア 質問紙等の使用等により、事実関係を明確にするための調査を行う。

イ 必要に応じて、外部機関と連携する。

(3) 報告

ア 市教委へ調査結果を報告する。市教委から市長に報告する。

(4) 調査協力

ア 「四国中央市いじめ防止対策委員会」への調査協力を行う。

(5) 調査結果の提供

ア いじめを受けた児童等及びその保護者に対し、事実関係等その他必要な情報を提供する。

イ 事案に応じて、保護者説明会を開催する。

6 学校評価

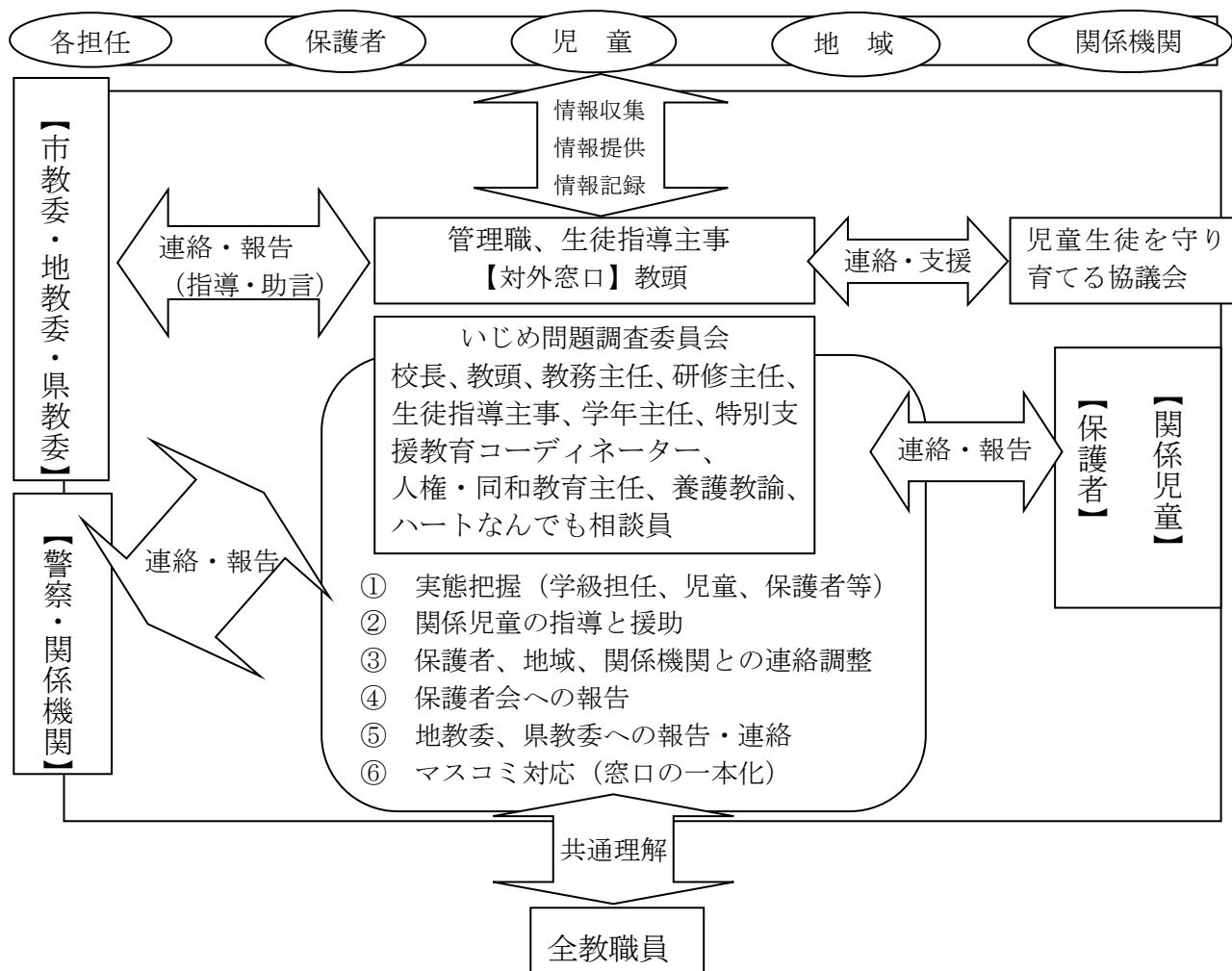
いじめの事実が隠蔽されず、いじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取組等について適正な評価を行い、必要に応じて見直す。

7 ホームページでの公開について

学校のホームページ上で「学校いじめ防止基本方針」の全文を公開する。

8 平時からのいじめ及びいじめ重大事態対応への備え

(1) いじめの初期対応のフローチャート



(2) いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト

ア いじめ重大事態への対応について、「いじめ重大事態調査の基本的な対応チェックリスト」を活用し、平時から重大事態発生時の対応の流れや不備がないか確認を行う。

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン チェックリスト

※本チェックリストは、いじめ重大事態に対する平時からの備えや重大事態調査の実施等に当たり、基本的な項目についてチェックリスト形式にまとめたものであり、実際の対応に当たっては、法、基本方針、ガイドライン等をよく確認した上で対応すること。

【チェックリスト①】いじめ重大事態に対する平時からの備え

●学校における平時からの備え（p 6～7 参照） 学校名（ ）	
チェックポイント	チェック
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	☐
実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	☐
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	☐
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うこと など	☐
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対応の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	☐
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	☐
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	☐
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	☐
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	☐
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	☐
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	☐
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	☐

9 正確な事実関係の把握及び記録・情報共有体制の構築

(1) いじめ及び生徒指導事象に関する事実関係の把握及び記録用フォーマット

ア 各事案について、「記録用紙①－１」を用いて、「いつ」「どこで」「誰が」「誰に」「何を」「どうした」等を明記し、かつ「確認できた事項」と「確認できなかった事項」等を区別して記録する。

イ いじめ問題調査委員会会議録には次の様式を使用する。

記録用紙② 第1回 いじめ問題調査委員会会議録 <第1次判断直後用>																					
提出日 年 月 日 【作成者: 】		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">校長</td> <td style="width: 12.5%;">教頭</td> <td style="width: 12.5%;">教務主任</td> <td style="width: 12.5%;">生活指導主任</td> <td style="width: 12.5%;">人権・保健主任</td> <td style="width: 12.5%;">学年主任</td> <td style="width: 12.5%;">担任</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>						校長	教頭	教務主任	生活指導主任	人権・保健主任	学年主任	担任							
校長	教頭	教務主任	生活指導主任	人権・保健主任	学年主任	担任															
開催日時	年 月 日 () AM / PM : ~ :																				
場 所																					
出席者																					
【検討内容：今後の対応方針】																					
被害児童生徒に対して	<支援方針・支援策（前報からの情報を含む）：何を、誰が、いつまでに 等>																				
加害児童生徒・関係児童生徒に対して	<指導方針・対応策（前報からの情報を含む）：何を、誰が、いつまでに 等>																				
【校長指導事項】 																					

記録用紙③ 第2回 学校いじめ対策組織会議録																																															
提出日 年 月 日 【作成者: 】		<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="width: 12.5%;">校長</td> <td style="width: 12.5%;">教頭</td> <td style="width: 12.5%;">教務主任</td> <td style="width: 12.5%;">生活指導主任</td> <td style="width: 12.5%;">人権・保健主任</td> <td style="width: 12.5%;">学年主任</td> <td style="width: 12.5%;">担任</td> </tr> <tr> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> <td> </td> </tr> </table>						校長	教頭	教務主任	生活指導主任	人権・保健主任	学年主任	担任																																	
校長	教頭	教務主任	生活指導主任	人権・保健主任	学年主任	担任																																									
開催日時	年 月 日 () AM / PM : ~ :																																														
場 所																																															
出席者																																															
【現在の児童生徒の状況】 （第1次判断以降）																																															
月 日 ()	被害児童生徒	加害児童生徒																																													
【いじめの判断】 ※通知年月日は、いじめの疑いありと判断した日（「記録用紙①－2」による）																																															
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; padding: 5px;">いじめ行為の存在について発言した児童生徒</td> <td colspan="7" style="padding: 5px;"> ☐ 被害児童生徒 ☐ 加害児童生徒 (人) ☐ 周辺児童生徒 (人) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">いじめ行為の確認</td> <td colspan="7" style="padding: 5px;"> ☐ 被害児童生徒 ☐ 加害児童生徒 (人) ☐ 周辺児童生徒 (人) </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">判断結果</td> <td colspan="7" style="padding: 5px;"> ☐ いじめ行為あり ・ いじめの疑いのみ ・ いじめ疑い行為 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">判断の理由</td> <td colspan="7" style="padding: 5px;"> </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">重大事態の疑い</td> <td colspan="7" style="padding: 5px;">あり (1号 2号 申立て) / なし</td> </tr> </table>								いじめ行為の存在について発言した児童生徒	☐ 被害児童生徒 ☐ 加害児童生徒 (人) ☐ 周辺児童生徒 (人)							いじめ行為の確認	☐ 被害児童生徒 ☐ 加害児童生徒 (人) ☐ 周辺児童生徒 (人)							判断結果	☐ いじめ行為あり ・ いじめの疑いのみ ・ いじめ疑い行為							判断の理由								重大事態の疑い	あり (1号 2号 申立て) / なし						
いじめ行為の存在について発言した児童生徒	☐ 被害児童生徒 ☐ 加害児童生徒 (人) ☐ 周辺児童生徒 (人)																																														
いじめ行為の確認	☐ 被害児童生徒 ☐ 加害児童生徒 (人) ☐ 周辺児童生徒 (人)																																														
判断結果	☐ いじめ行為あり ・ いじめの疑いのみ ・ いじめ疑い行為																																														
判断の理由																																															
重大事態の疑い	あり (1号 2号 申立て) / なし																																														
【今後の支援・指導体制と方針等】																																															
被害児童生徒（保護者）に対して				加害児童生徒（保護者）に対して																																											
関係機関との連携（警察 児童相談所 医療機関 法務局の機関 前報校 他校）、その他																																															
【校長指導事項】 																																															

○ 四国中央市立三島小学校「いじめ防止」の指導体制

